

議員提出第3号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成27年3月17日

提出者

足立区議会議員	古 性 重 則
同	吉 岡 茂
同	長 井 まさのり
同	針 谷 みきお
同	鈴 木 あきら
同	鹿 浜 昭
同	うすい 浩一
同	新 井 英生
同	岡 安 たかし
同	ぬかが 和子
同	たがた 直昭
同	渡 辺 ひであき

足立区議会議長 せぬま 剛 様

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例(昭和31年足立区条例第6号)の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の足立区議会委員会条例第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の足立区議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有する。